

「しまね働き方改革推進会議」設置要綱

1 目的

島根県は全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには、若者の地元就職、定着など人材の確保が必要である。

そのためには、産業振興策とともに、誰もが働きやすい、活躍できる職場を作っていくことが重要となっている。

そこで、これまでの仕事と生活の調和の推進に加え長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善などによる「働き方改革」を推進し、魅力ある職場を作り出し、人材の確保、定着を図るため、「しまね働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

推進会議は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 で設置することとされた協議会と兼ねるものとする。

2 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 島根労働局長

副議長 島根県商工労働部長

構成員

- ・一般社団法人 島根県経営者協会
- ・島根県中小企業団体中央会
- ・島根県商工会議所連合会
- ・島根県商工会連合会
- ・日本労働組合総連合会島根県連合会
- ・国立大学法人 島根大学
- ・公立大学法人 島根県立大学
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校
- ・島根県教育委員会
- ・株式会社 山陰合同銀行
- ・株式会社 島根銀行
- ・島根県社会保険労務士会
- ・公益財団法人 しまね産業振興財団
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター

オブザーバー

- ・中国経済産業局

3 協議事項

推進会議においては、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進、仕事と子育て・介護の両立など幅広い意味での「働き方改革」

を通じて、島根県内の魅力ある職場作り、若者の地元就職、地元定着の推進について協議する。

4 会議の事務局

推進会議の事務局は、島根県の協力を得て島根労働局において担当する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 8 月 8 日から改訂する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 5 日から改訂する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 25 日から改訂する。